

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 17 日

各 生 活 衛 生 同 業 組 合 理 事 長 様
一般社団法人兵庫県食品衛生協会 長 様

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の解除後の感染防止策
の徹底等について(依頼)

日頃は、本県の生活衛生行政の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

このたび、まん延防止等重点措置が令和 4 年 3 月 21 日(月)をもって解除されますが、引き続き感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、別添 1「新型コロナウイルス感染症に係る飲食店等に対する要請等について」及び別添 2「新型コロナウイルス感染症に係る施設等に対する要請等について」により、関係事業者に対して引き続き感染防止策の徹底等について要請が行われましたのでお知らせします。

つきましては、業種に応じた要請内容について、ご留意いただくとともに、貴団体の会員に対し、ご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、最新の情報は下記ホームページでご確認いただけます。

記

<飲食事業者に対する要請等について>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

<施設の使用制限等について>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

令和 4 年 3 月 1 7 日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長 (兵庫県知事) 齋藤 元彦新型コロナウイルス感染症に係る
飲食店等に対する要請等について

兵庫県へのまん延防止等重点措置は解除されますが、引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記の通り飲食店等に対し、感染防止策の徹底等を要請します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和 4 年 3 月 2 2 日 (火) から

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容 [特措法第 24 条第 9 項等に基づく]

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブル 4 人以内での飲食の協力依頼 ・ 短時間 (2 時間程度以内) での飲食の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループ 4 人以内(※2)での飲食を要請 ・ 短時間 (2 時間程度以内) での飲食を要請 ・ 酒類提供(※3)の場合は、「一定の要件」(※4)を満たすことを要請 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
感染対策の徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・ 利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ その他感染対策の徹底(※5) 	

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 入店案内は 4 人まで

※3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※4 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定の要件」の遵守

- ① アクリル版の設置 (又は座席の間隔(1m 以上)の確保) ② 手指消毒の徹底
③ 食事中以外のマスク着用の推奨 ④ 換気の徹底

※5 ① 入場者の感染防止のための整理・誘導 ② 発熱等の症状のある者の入場の禁止

- ③ 手指の消毒設備の設置 ④ 事業を行う場所の消毒
⑤ 施設の換気 ⑥ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
⑦ 業種別ガイドラインの遵守

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

- ①ポスター用 (A4 サイズ)
店内に掲示して活用してください。
 - ②ポップ用 (A6 サイズ)
メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。
- ・ 県ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑦ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑧ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

認証店に交付するステッカー

(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等制度登録(*新型コロナ対策適正店認証店舗)

本制度を適用する場合、行動制限を緩和することができます。

※現在、人数制限を要請していないため、制度は適用していません。

〔登録方法〕

- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・ 申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録 (制度登録ステッカーを交付)
- ・ 登録店舗は、県ホームページに公表



登録店に交付するステッカー

登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

(4) 感染防止策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・ 飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止徹底要請!」)をご確認いただき、感染防止策の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

3月25日(金)まで TEL:078-362-9921 受付時間:平日 9時~17時

3月28日(月)から TEL:078-362-9480 受付時間:平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL:078-361-2501 受付時間:平日 9時~17時

◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター

3月31日(木)まで TEL:078-272-6511 受付時間:平日 9時~17時

4月1日(金)から 兵庫県措置要請等相談窓口(078-362-9480)で受付

◆県ホームページ(飲食事業者に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和4年3月17日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設等に対する要請等について

兵庫県へのまん延防止等重点措置は解除されますが、引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記の通り感染防止策の徹底等を要請します。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和4年3月22日(火)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容 [特措法第24条第9項に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※1)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)
	<ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※2)の場合は、「一定の要件」^(※3)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店等・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること 	

※1 イベント開催制限の要件

区分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人 又は 収容定員50%のいずれか大きい方
収容率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

* 「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店内は4人以内

4 感染防止策の徹底

(基本的な感染対策)

- ・適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

(事業所での対策)

- ・在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- ・感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- ・事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進
- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)でのマスクの着用、換気の徹底、従業員の体調管理など職場内での感染対策の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止徹底要請!」)をご確認いただき、感染防止策の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等コールセンター

3月25日(金)まで TEL:078-362-9921 受付時間:平日 9時~17時

3月28日(月)から TEL:078-362-9480 受付時間:平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL:078-361-2501 受付時間:平日 9時~17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html